

# 正田教諭分限免職取消訴訟ニュース No.6 2008/01/12

第3回公判報告・報告会の様子 署名運動第1弾集約期日のご案内 ほか  
署名用紙は1名のみ署名でも構いません。そのままご送付ください。

## 第3回公判報告

すでに正田哲也教諭本人によるメッセージとホームページ「お知らせ」欄で、短い報告をさせていただいておりますが、改めて、第3回公判の報告をさせていただきます。

昨年年末、12月10日(月)午後4時から東京地方裁判所の710号法廷で、第3回公判が行われました。第1回公判と同じ、定員50名の大きな部屋で、前の裁判が長引いて、少し遅れて始まりましたが、支援の方が大勢傍聴してくださり、法廷は熱気に包まれていました。

被告側の準備書面が事前に提出されているため、傍聴者が見守るなか、裁判官と原告・被告双方の代理人弁護士との間で今後の予定が調整されました。まず原告側からは被告側準備書面に対する反論の準備書面が出されること、以前から約束の研究者による意見書を提出することが確認され、被告側も再度反論を出す可能性もあるということで、次回第4回法廷は、原告・被告双方から準備書面による弁論として、2月19日(火)午後4時半から710号法廷で行うことになりました。

提出された資料をふまえた証拠調べには4月ごろから入るようです。

慎重に証拠調べが行われ、正田教諭への処分への不当性が明らかになり、それによって問題の本質が明らかになることを期待したいと思います。

ところで、以上のような段取りで公判が進められることになったため、原告側準備書面は1月28日までに裁判所に提出することになりました。そこで、みなさんにご協力いただいている、「正田教諭分限免職処分取消を求める請願署名」も、代理人の福島弁護士による書類整理にかかる時間も考えて、1月15日までに「正田教諭分限免職処分取消訴訟支援の会」事務局で集約させていただきます。署名運動はその後にも継続しますが、当面の集約として、これまで集めていただいたものは、1月15日までに届くよう「正田教諭分限免職処分取消訴訟支援の会」事務局にご送付いただければ幸いです。

また陳述書も同様に1月15日を当面の締め切りとさせていただきます。そこでご検討くださっていて、まだ書かれていらっしゃらない方は、是非、この処分に対する問題点のご指摘、怒り・懸念など、裁判官に伝わるように、陳述書を書いていただき、以前にお伝えした送付先、武蔵野法律事務所に福島弁護士宛に(裁判ニュースNo.2参照-ホームページに掲載)お送りください。ご質問等はeメールにて「正田教諭分限免職処分取消訴訟支援の会」事務局([yfe12833@nifty.com](mailto:yfe12833@nifty.com))に直接、問い合わせてくだされば、改めて説明させていただきます。

## 報告会

公判のあと、午後5時から6時まで、弁護士会館5階の502AB室で報告会を行いました。今回は弁護団も含め、20人の参加で、はじめて参加された方が6人いらっしゃいました。

新しく、「教科書ネット」で活躍されている方、教育科学研究会で活躍されている方、養護教諭の方、そして、別の教員裁判の支援がきっかけでこの裁判のことを知った方、そして正田教諭が分限免職処分を受けたときの勤務校、東京都小平市立第5中学校の教え子(問題の管理職が赴任する前に卒業した方たち)も参加されました。

これまでと同様、参加者一人ひとりが自己紹介、この裁判、処分についての意見、関連するさまざまな教育問題、そして運動の進め方について、自由に語り合いました。

今回は特に、公判の後から報告会開始までの間、被告側準備書面をみなさんに回覧し、何人かの方に読んでいただいておりますので、これについての意見も多かったです。

例えば「子どもの頃、父親から『三百代言(詭弁)を言うな』と叱られたけれど、その言葉を思い出すほど、この準備書面は酷すぎる。」「よくこのようなことが書ける。とにか

く人を貶めればいいという書き方で、品格もない」などの意見がだされました。

また「生徒への指導だけでなく、学校運営にも協力的だった疋田教諭は、通常、管理職にもとても頼りがいのある教師であったはずなのに、なぜこういう教師を免職することになるのか、研修でも、担当の指導官が疋田教諭の実力を認めていたようだし、本当に不思議だ」、「地元の小さな集まりでこの裁判のことを紹介したけれど、ほんとうにこんな処分があったとはなかなか信じてもらえなかった」、「今、教育界は大変なのに、どうして生徒を指導できる力のある教師をやめさせなければならないのか。早く現場に復帰してほしい」、「学力の国際比較で日本は理科教育が問題になっていた。まさに、実験等を通じて生徒の科学的な興味・関心を高める力のある疋田教諭のような人が必要とされている。それを解雇するとはどうかしている」、「最近の学校では、年配の教員が次々と退職前に辞めていってしまい、若い教師を育てていく余裕がなくなっている。それなのにベテラン教員を辞めさせるとはどういうことか。ますます学校経営が厳しくなるではないか。校長はそういう学校が直面している経営問題にもっと心を注ぐべきだ。」、「こんな理由で疋田教諭が辞めさせられるとしたら、いつ、誰が辞めさせられてもおかしくない。」、「ちょっとしたトラブルですぐ解雇されかねなくなる。そんな先例になってしまう」等々、処分の不当性がさまざまな観点から指摘されるとともに、この裁判の重要性も指摘されました。

今回の報告会では前述のように、小平5中の若い卒業生も二人参加し、中学生当時の疋田教諭との思い出を語ってくれました。二人はときどき疋田教諭のことを「ジョニ - は・・・」と、中学生時代に呼んでいたように語っていました。

実は疋田教諭は生徒たちから当時「ジョニ - 」と呼ばれていたのですが、それは疋田教諭自身が生徒たちにそのように呼んでほしいと伝えていたようです。その理由を疋田教諭は、「生徒たちはきっと陰では教師たちの名前を呼び捨てにするのだから、それなら、陰でも、正面きっても変らない、ジョニ - という呼び名にしてもらえばいいと思いついたのだ」と、今回の報告会で、卒業生たちの話に呼応して説明しました。そして、当時、自分が学校でさまざまなこと - 時に奇抜にも思えるかもしれないこと - に取り組んだ理由を「公立中学校は生徒にとってたまたま通うことになる学校だけれど、生徒たちに卒業までの間に、この学校に通っていて良かった、面白かったという思い出を一つでも多く残してやりたい、そんな思いがあったからだ」と語りました。今回の裁判で被告側は、疋田教諭がPTA会報での自分の名前を「入り口屋卵兵」と紹介したことを、教師として不適格する根拠に挙げています。しかし、実は疋田教諭がそのような名前を使ったのも、そのような「面白かった」という思い出を残してやりたいという思いとつながっていたということのようです。

この疋田教諭の説明の後、「被告側はイメ - ジ戦略をとっていて、疋田教諭は不真面目で、教師として不適格だという印象をつくりだそうとしている」、「この裁判は『何が教師の仕事か』ということが争点になっていると思う。揺れ動く思春期の中学生たちに教師としてどのように接していくべきか、そこに教師に求められる大事な専門性・適格性があり、その観点をどう評価できるかが大事な争点になるのではないか」と発言が続きました。

この裁判のホ - ムペ - ジの方で紹介させていただいていますが、練馬区立中村中学校の卒業生の方が、「大人から見れば本当につまらない相談にしょつ中のってもらっていました。...疋田先生はバカにしたりせず、一つ一つちゃんと答えて下さいました」と陳述書に書かれています。また東久留米市立西中学校卒業生のお母様が、「私がPTAの役員をしていた頃は学内に 荒れ がありそのことで学校長を含む教官とも密な共同がありました。その中で疋田先生は非常に熱心に問題に取り組んでいました。学校に来ていても授業に出るでもなく地べたに座り込んでいる生徒たちもいました。けれどその生徒たちはそうした形で学校に自分たちの居場所を見つけていたのです。当時私たち親はそうした形で生徒が学校に来られる状況を、疋田先生や若い先生たちが校長と共に生徒たちを管理でがんじがらめにしようとしなかったからではないかと好意をもって見ていました。ある時ひどいじめが学内であり、誰もそのことを先生に言い出せずにいたのを疋田先生が見つけたことでもものすごく怒ったことがあった、とても怖かったと娘は言いました。筋の通らないこ

と、理不尽なことに対してはつねに強い態度で臨んでいました」と書かれています。

先の疋田教諭の説明や、これらの陳述からは、おとなにはなかなかとらえにくい、中学生の生徒たちの心にきちんと向き合って指導してきた疋田教諭の姿が浮かび上がってきます。ところが他方で、生徒のために伝統的に認められてきた夏休みの自転車登校を、校長は禁止してしまいました - 今回参加した卒業生のお二人は、自分たちの卒業後、自転車登校が禁止されてしまったことに驚いていました。そのような管理職が理不尽・不可解な「命令」を疋田教諭に突きつけ、追い込んでいきました。

「教員文化」を研究されている琉球大学の長谷川裕先生が、まさに生徒と向き合う教育活動の意義と教師の教育意欲に焦点を当てて陳述書を書いてくださっています（ホムペ - ジに掲載しています）が、この報告会での議論はまた、これに呼応する展開にもなっていたように思えました。

## 署名運動について

前号ニュースでは署名第1次集約を12月10日のご案内しましたが、前述のように1月28日の準備書面提出が一つの区切りになるため、上述、また前回送付メールのご案内のように、1月15日を締め切りとします。送付先は「疋田教諭分限免職処分取消訴訟支援の会」事務局（〒194-0298 東京都町田市相原町4342 法政大学社会学部 荒井容子宛）です。署名欄は埋まっていなくても、1名だけの署名でも構いませんので、15日までに「疋田教諭分限免職処分取消訴訟支援の会」事務局に届きますよう、ご送付いただければ幸いです。何かご不明のことがありましたら、遠慮なく、eメールにて、「疋田教諭分限免職処分取消訴訟支援の会」事務局（[yfe12833@nifty.com](mailto:yfe12833@nifty.com)）までお問い合わせください。

## 研究集会に参加して報告してきました

昨年2007年12月1日に日本科学者会議東京支部第14回東京科学シンポジウム「平和と公正な社会を求めて」(2007.12.1~2)の「第15分科会：教育基本法改定後の教育 - 東京都における教育専門性をめぐる現状と課題 -」で、疋田教諭が「東京都による分限免職処分取り消し訴訟の取り組み」としてこの裁判のことを報告しました（詳細は[http://www.jsa-t.jp/14\\_t-kagaku/tk\\_3rd%20Circular.pdf](http://www.jsa-t.jp/14_t-kagaku/tk_3rd%20Circular.pdf)の9ページをご覧ください）。また12月9日に「2007 東京の教育 争点と真実 12.9集会 - 私たちが今できること -」に疋田教諭が参加し、この裁判の様子を伝え、第3回公判の案内チラシを配布してきました（「疋田教諭分限免職処分取消訴訟支援の会」を立ち上げていたことで同集会実行委員会の賛同団体になることができ、チラシ配布などが可能となりました）。

この二つの集会を通じて、東京の教育問題・教育裁判に取り組んでいるさまざまな方々とのつながりがまた一つ強くなり、心強く思っています。

次回 第4回公判は 2月19日(火)午後4時半～

東京地方裁判所 710号法廷です。

是非、傍聴をお願いします。報告会も行います。会場は決まり次第お伝えします。

## 編集後記

相変わらず私、荒井容子があまりにも多忙だったため、前回にもまして、公判の報告が非常に遅くなってしまい、申し訳ありませんでした。この間、署名をつぎつぎとお寄せいただいております。ご協力ありがとうございます。

またeメールのご案内しましたが、今回第3回公判後の報告会に間に合わせて、疋田教

論が一昨年（2006年）東京都人事委員会で行った最終の請求人陳述（ホ・ムペ・ジに掲載済みで、初公判の頃にはeメールの添付ファイルでご希望の支援者の方にお送りいたしました）を手作りで簡易の冊子にまとめ、部数を多数つくりました。

インターネットにアクセスできない方へも理解の輪・支援の輪を広げようという支援者の方からのご示唆を受けての取り組みです。支援活動に生かしていただくため、第3回公判後の報告会当日、参加者に複数部数お持ち帰りいただきました。その後も機会があるときにお配りしてきましたので、もう大分減ってきておりますが、まだ残部があります。支援活動に活用していただけるようであれば、お送りいたしますので、部数等、ご希望をお教えてください。

みなさん各自でホ・ムペ・ジからダウンロードして印刷・配布してくださるのは大歓迎ですが、もし大量で不便ということであれば、こちらで印刷したものをどうぞご活用ください。よろしくお願いいたします。

ベテランの教員も、若い教員も、教育活動に情熱をもっている教員は、今の学校の管理統制に嫌気が指して、あるいは心を痛めつけられて、大勢辞めていっているのではないか（私の周りでも大分、そのような話を耳にします）。この実態をきちんと客観的に明らかにできないものか。そうすることで、学校の外にはなかなか伝わらない問題を明らかにし、社会的にこの「学校の危機」を明らかにしていかなければならないのではないか。そんな思いがこの間強くなってきました。そこでこの分野の専門家にお話したところ、そのような数は既存のデータではそう簡単には明確にはできないとのこと。また働く場所での酷い統制は学校だけではない、さらに、不安定な雇用が蔓延している今の状況下では、やめる人が多いという事実はアピル力が弱いのでは、とのこと。しかし、酷い労働現場を変える、その可能性につながる力の土台を育てていく場として、「学校」は厳然と位置づいているのではないか。その「学校」で、そのことを教える立場にある教師自身が、実質的な「不安定雇用」に泣き寝入りさせられている事態とは・・・。

報告会で宿題とされた教職員組合への再度の働きかけ、懸案のマスコミへの働きかけに加え、このマスコミへの働きかけにも重なる取組みとして、教師の学校現場からの追放・離脱状況をアピルする研究運動的取り組みが何かできないものかと思案中です。みなさんのお知恵をいただければ幸いです。

支援者のお一人が初公判後の報告会で、この裁判は国際的にも訴えていく必要があるとのご意見を語られていました。この度、この裁判のために意見書を書いてくださった堀尾輝久先生の原稿を読ませていただき（日本の学校での教員統制の現状への調査依頼を教職員組合が国際組織に対して行ったとのこと）、改めて、ILOやユネスコ等への国際的アピルの必要性を感じてきました。海外の学校でも、私が知っているカナダでは、ブリティッシュ・コロンビア州で2005年秋に教育条件悪化をめぐって大争議が起こりました - ちょうど同じ時期、カナダの公営テレビ局（英語圏）では、雇用形態悪化をめぐって大争議が起こっていました - 。各国の学校で同じような問題が起きているのではないかと想像されます。そこで日本での酷さを訴えて支援を請うという形ではなく、情報を共有して、知恵を出し合うということが目標になるのかもしれませんが、何か、国際組織を通じて、支えあう関係ができればと期待しています。この点からはまた、ホ・ムペ・ジの部分的な英訳による、この裁判の海外へむけての情報提供と支援依頼も、宿題かと思っています。

荒井容子 正田哲也教諭分限免職取消訴訟eメール [yfe12833@nifty.com](mailto:yfe12833@nifty.com)

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenschoku/index.html>

参考情報 都立七生養護学校「こころとからだの学習」裁判が昨年12月13日の原告教諭2名証人尋問を終え、これから、1月24日（木）都教委副参事・当時の校長、2月6日（木）都議2名・産経新聞記者の証人尋問を、何れも午後1時半～5時に実施予定とのことです。（第4回公判の開催時間を間違えて表記していました。午後4時からではなく、午後4時半からです。本文3頁の表記を訂正させていただきます。ホ・ムペ・ジ1面と第4回公判用チラシでの表記は間違っていない。またすでにeメールやホ・ムペ・ジでお伝えしておりますが、上記「こころとからだの学習」裁判2月6日予定の公判は2月25日（月）13時半に変更となったそうです。2008/02/17 荒井容子）